

# ○名寄市立大学教務委員会規程

平成 22 年 2 月 23 日

改正 平成 23 年 2 月 9 日

平成 23 年 4 月 6 日

平成 23 年 10 月 5 日

平成 25 年 1 月 9 日

平成 30 年 6 月 6 日

令和 7 年 5 月 7 日

(設置)

第 1 条 名寄市立大学（以下「本学」という。）に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所管事項)

第 2 条 委員会は、下記の事項を所管する。

- (1) 教育課程の企画・編成・運営に関する事項
- (2) 履修ガイド・シラバスの作成に関する事項
- (3) 授業開講時期・授業時間割の編成に関する事項
- (4) 非常勤講師に関する事項
- (5) 科目等履修生・単位互換履修生・聴講生・研究生に関する事項
- (6) 本学特別講義に関する事項
- (7) 本学共通科目に関する事項
- (8) 連携教育に関する事項
- (9) 教職課程に関する事項
- (10) 卒業・進級に関する事項
- (11) 入学生・編入学生の既修得単位の認定に関する事項
- (12) 公開講座（単位認定を伴うものに限る）にかかる受講生の単位認定に関する事項
- (13) その他教育課程に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、教授会の承認を得るものとする。

- (1) 保健福祉学部各学科及び教養教育部の教務担当を代表する教員各 1 名
- (2) 連携教育委員会委員長
- (3) 教職課程委員会委員長
- (4) 教務部長

2 委員会は、必要に応じて教職員を委員会に参加させることができる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の委員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、教務部長をもってこれに充てる。

2 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は委員会の承認のもとに委員長が指名する。

(連携教育委員会)

第6条 委員会に第2条第1項第8号に規定する所管事業に関し、必要な業務を行うために名寄市立大学連携教育委員会（以下「連携教育委員会」という。）を置く。

2 前項の連携教育委員会の業務は別に定める。

(教職課程委員会)

第7条 委員会に第2条第1項第9号に規定する所管事業に関し、必要な業務を行うために名寄市立大学教職課程委員会（以下「教職課程委員会」という。）を置く。

2 前項の教職課程委員会の業務は別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局教務課が処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は平成22年4月1日から施行する。

2 名寄市立大学教務委員会規程（平成18年7月5日）は廃止する。

附 則（平成23年2月9日）

1 この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月6日）

1 この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月5日）

1 この規程は平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成25年1月9日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月6日）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和7年5月7日）

この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。